

障害者の状況

概要 障害者数(推計)

(単位:万人)

	総数	在宅者	施設入所者
身体障害児・者	294.8	280.3	14.5
身体障害児(18歳未満)資料1	9.2	8.1	1.1
身体障害者(18歳以上)資料2	285.6	272.2	13.4
精神薄弱児・者資料3	38.5	28.4	10.1
精神薄弱児(18歳未満)	11.5	10.0	1.5
精神薄弱者(18歳以上)	25.4	16.8	8.6
年齢不詳	1.6	1.6	0
精神障害者資料4	約108	—	—

(注) 1. 身体障害児・者の施設入所者とは、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、身体障害者療護施設、重症心身障害児施設、身体障害者更生援護施設、その他の施設に入所している身体障害児・者である。
 2. 精神薄弱児・者の施設入所者とは、精神薄弱児施設、自閉症児施設、重症心身障害児施設、国立療養所(重症心身障害児病棟)、精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設の各施設に入所している精神薄弱児・者である。

資料: 1. 在宅者: 厚生省社会・援護局「身体障害児実態調査」(平成3年)
 施設入所者: 厚生省社会・援護局「社会福祉施設調査」(平成3年)等
 2. 在宅者: 厚生省社会・援護局「身体障害者実態調査」(平成3年)
 施設入所者: 厚生省社会・援護局「社会福祉施設調査」(平成3年)等
 3. 在宅者: 厚生省社会・援護局「精神薄弱児(者)福祉対策基礎調査」(平成2年)
 施設入所者: 厚生省社会・援護局「社会福祉施設調査」(平成2年)等
 4. 厚生省推計(精神薄弱児・者を除く)(平成3年)

詳細データ1 障害者の種類別にみた身体障害者数の年次推移

年次	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害	(再掲)重複障害
昭和26年	512	121	100	291	・	—
30	785	179	130	476	・	—
35	829	202	141	486	・	44
40	1,048	234	204	610	・	215
45	1,314	250	235	763	66	121
55	1,977	336	317	1,127	197	150
62	2,413	307	354	1,460	292	156
平成3年	2,722	353	358	1,553	458	121

資料: 厚生省社会・援護局「身体障害者実態調査」

詳細データ2 年齢階級別にみた身体障害者の年次推移(人口千人対)

年次	総数	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上
昭和30年	14.4	5.3	7.1	14.5	16.0	20.6	25.4		29.4
35	13.7	5.2	5.4	10.0	16.0	20.0	28.2		39.1
40	15.7	3.9	4.1	7.1	15.8	24.8	38.9		63.9
45	17.9	3.3	4.9	7.7	15.8	29.7	40.9	56.2	63.7
55	23.8	3.5	4.9	7.0	16.0	33.7	55.8	68.7	87.6
62	26.7	2.2	4.9	9.1	15.7	31.7	56.9	72.9	88.0
平成3年	28.3	3.9	4.1	8.3	13.4	28.9	54.5	75.9	90.4

(注) 人口千人対の身体障害者数算出の基礎人口は、総務庁統計局の「国勢調査」および「推計人口」における次の調査時の18歳以上の人口を用いた。

昭和30・35・40・45年: 各国勢調査の人口
 昭和55年: 昭和54年10月1日現在の推計人口
 昭和62年: // 62年2月1日 //
 平成3年: 平成3年11月1日現在の推計人口

資料: 厚生省社会・援護局「身体障害者実態調査」

詳細データ3 障害の種類別にみた身体障害児数の年次推移

	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害	(再掲)重複回答
昭和40年	116,600	14,400	26,000	76,200	—	41,100
45	93,800	7,000	23,700	57,500	5,600	12,600
62	92,500	5,800	13,600	53,300	19,800	6,600
平成3年	81,000	3,900	11,200	48,500	17,500	6,300

資料: 厚生省社会・援護局「身体障害児実態調査」

詳細データ4 年齢階級別にみた身体障害児数

	総 数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～17歳	不 詳
平成3年	81,000 (100.0)	12,100 (14.9)	23,300 (28.8)	24,700 (30.5)	18,900 (23.3)	1,900 (2.3)
昭和62年	92,500 (100.0)	12,400 (13.4)	26,800 (29.0)	31,900 (34.5)	21,400 (23.1)	
増 加 率	(87.6)	(97.6)	(86.9)	(77.4)	(88.3)	

(注) ()内は構成比
資料：厚生省社会・援護局「身体障害児実態調査」

詳細データ5 年齢階級別・性別にみた精神薄弱児・者数

(単位：人，%)

	総 数	男	女	不 詳
総 数	283,800 (100.0)	158,100 (55.7)	111,200 (39.2)	14,600 (5.1)
0～4歳	10,300	5,200	5,200	—
5～9歳	25,300	16,800	8,300	200
10～14歳	36,500	23,100	13,300	200
15～19歳	44,000	28,600	14,400	200
20～29歳	52,000	28,600	23,200	200
30～39歳	38,200	22,900	14,800	600
40～49歳	30,800	14,900	15,700	200
50～59歳	19,400	10,100	8,500	700
60歳以上	11,600	5,000	6,300	400
不 詳	15,700	2,000	1,700	12,000

資料：厚生省社会・援護局「精神薄弱児(者)福祉対策基礎調査」(平成2年)

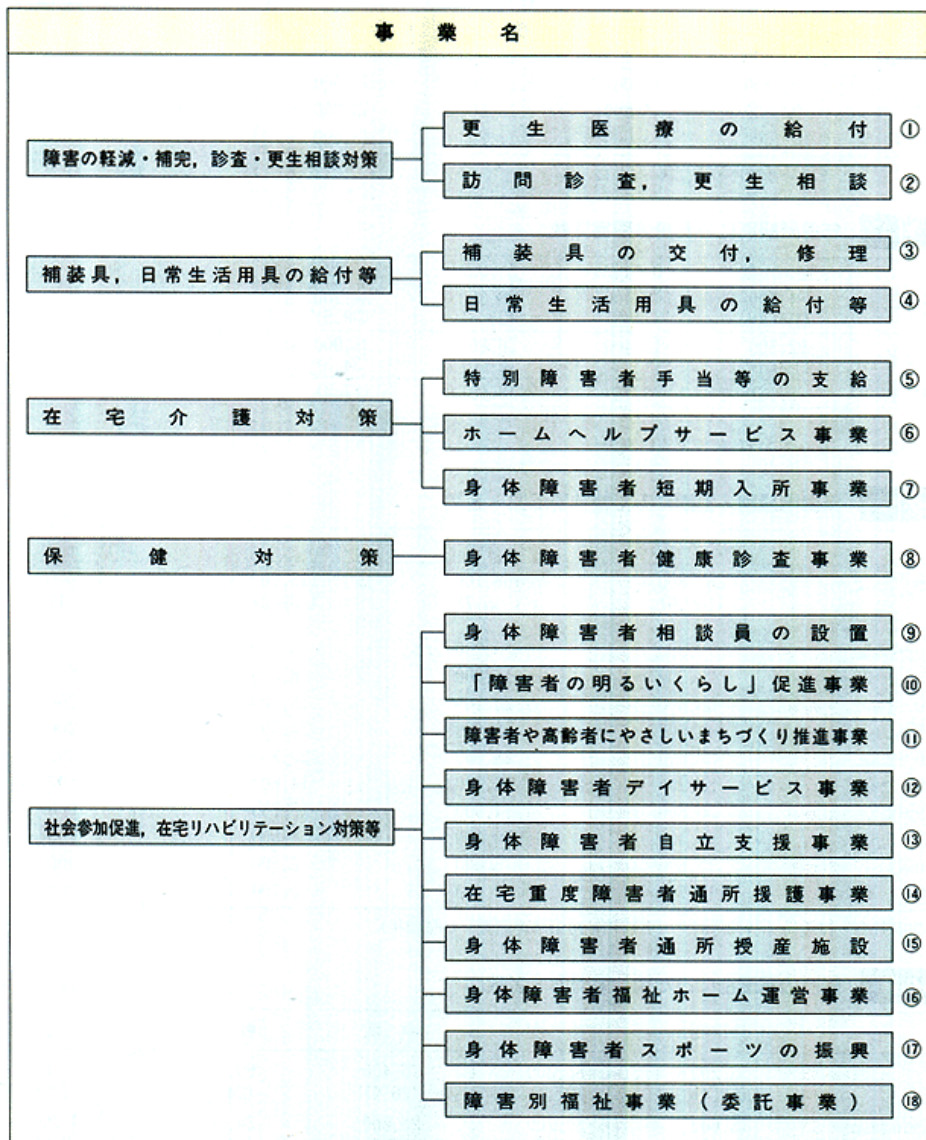
詳細データ6 障害の程度別にみた精神薄弱児・者数

(単位：人，%)

	最重度	重 度	中 度	軽 度	不 詳
総 数	35,200 (12.4)	88,300 (31.1)	76,400 (26.9)	69,200 (24.4)	14,800 (5.2)
精神薄弱児 (18歳未満)	13,600 (13.7)	31,700 (31.7)	26,600 (26.6)	24,300 (24.4)	3,700 (3.7)
精神薄弱者 (18歳以上)	21,200 (12.6)	52,900 (31.5)	46,300 (27.5)	39,500 (23.5)	8,300 (4.9)
不 詳	400 (2.4)	3,700 (23.5)	3,500 (22.4)	5,300 (34.1)	2,800 (17.6)

資料：厚生省社会・援護局「精神薄弱児(者)福祉対策基礎調査」(平成2年)

概要



詳細資料1

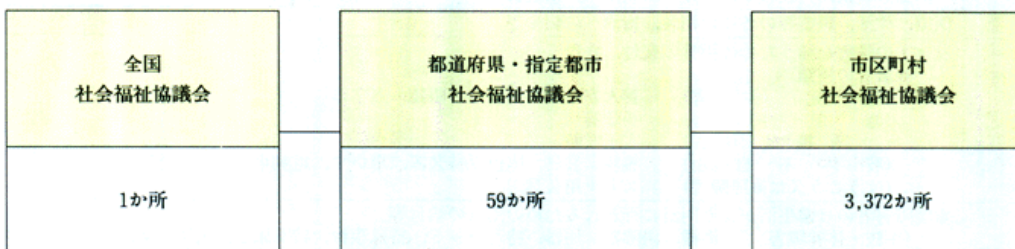
番号	事業の概要
①	身体上の障害を軽くしたり除いたりするための医療 関節形成術、角膜移植術、穿孔閉鎖術、人工透析、ペースメーカーのうめ込み手術等
②	医療、生活、職業等の各種の相談、施設への紹介等
③	身体上の障害を補うための用具の交付、修理 ○補装具の種類 (視覚障害) 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器 (聴覚障害) 補聴器 (言語機能障害) 人工喉頭 (肢体不自由) 義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器等 (ぼうこう又は直腸障害) ストマ用装具
④	重度障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障害) 浴槽、湯沸器、便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、入浴補助用具 (上肢障害) 特殊便器、電動タイプライター、ワードプロセッサ、電動歯ブラシ (意志伝達) 重度障害者用意志伝達装置、携帯用会話補助装置 (視覚障害) 盲人用テープレコーダー、時計、タイムスイッチ、カナタイプライター、点字タイプライター、電卓、電磁調理器、音声式体温計、秤、点字図書、体重計、視覚障害者用拡大読書器 (聴覚障害) 聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置 (呼吸器機能障害) 酸素ボンベ運搬車、ネプライザー (腎臓機能障害) 透析液加温器 (共通) 火災警報機、自動消火器、緊急通報装置 (貸与品目) 福祉電話、ファックス (共同利用) 視覚障害者用ワードプロセッサ
⑤	在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者等に対し、特別障害者手当等を支給する。 ・特別障害者手当(月額) 26,050円 ・障害児福祉手当(月額) 14,170円 ・福祉手当(経過措置分)(月額) 14,170円 (平成6年10月現在)
⑥	重度の身体上の障害等のため日常生活を営むのに支障がある身体障害者の家庭を訪問して、食事、洗濯等身のまわりの世話および外出時の付添いを行う。
⑦	重度身体障害者を介護している者が疾病等によって家庭における介護が困難な場合、施設に一時保護する。
⑧	車いす常用者に起こりやすい、褥瘡や膀胱障害等の二次障害を予防するための健康診査を行う。
⑨	身体障害者の更生相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及を行う。
⑩	身体障害者の社会参加の促進を図るため、コミュニケーション確保対策等移動対策、生活訓練等、生活環境改善、スポーツ振興、相談、啓発・普及の都道府県事業および市町村支援事業を実施する。
⑪	障害者や高齢者などの社会参加の基盤となる生活環境の整備を進めるため、地域社会全体としての合意づくりを推進し、まちづくりに関する総合計画を策定するとともに、これに基づく必要な環境整備事業を実施する。
⑫	地域において就労等の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス、給食サービス等を行い、その自立と生きがいを高める。
⑬	公営住宅、身体障害者福祉ホーム等に居住する5人以上の重度の身体障害者を対象として、専任ケアグループによる安定的な介助サービスを提供する。
⑭	就労の機会が得がたい在宅重度障害者等を対象に小規模な通所による軽作業等の援護事業に対する補助
⑮	雇用困難または生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設
⑯	身体上の障害のため家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用して自立した生活を営む施設に対する運営費の補助
⑰	身体障害者の健康の維持、機能の回復、体力の向上等の効果を上げるとともに、社会生活への適応性の向上を図る。
⑱	視覚障害者福祉事業(点字・声の図書事業等) 聴覚・言語障害者等福祉事業(手話通訳指導者養成研修事業等) 福祉機器開発普及等事業 全国身体障害者総合福祉センター運営事業等

(注) 番号は、前ページの事業名の番号と対応している。

地域福祉施策

概要

1 社会福祉協議会の概要



資料：全国社会福祉協議会調べ

2 市区町村社会福祉協議会の主な事業例 平成5年度実績

(数字は各事業を実施している市区町村社協の割合：%)

調 査	住民の意識調査	44.8	
	老人の実態・ニーズ調査	62.5	
	地域福祉活動計画の策定	30.8	
相 談	心配ごと相談事業	91.7	
	ふれあいのまちづくり事業	6.8	
地域組織	地区社協の設置	23.7	
	ネットワーク活動の推進	31.7	
	福祉委員等の設置	28.4	
ボランティア活動	ボランティアセンターの設置	57.1	
	ボランティアスクールの開催	49.8	
	ボランティア基金の設置	8.4	
在宅福祉サービス等の実施	高齢者	ホームヘルプ事業(国庫補助)	66.6
		食事サービス	72.1
		入浴サービス	45.9
		移送サービス	15.4
		家庭介護講習会	59.8
	障害児者	授産施設・小規模作業所等の運営	10.6
		ガイドヘルパー事業(国庫補助)	6.3
		在宅障害者訪問活動	25.7
	児童	福祉機器展示リサイクルユーザーサービス	19.2
児童・青少年のボランティア活動		56.2	
母子家庭への援助活動		48.9	
	父子家庭への援助活動	28.9	

資料：全国社会福祉協議会調べ

3 在宅福祉サービス実施社協

上段：社協数 下段：%

	市 区	町	村	計
ホームヘルパー派遣	433 (54.2)	1,440 (72.3)	372 (64.0)	2,245 (66.6)
食事サービス	568 (71.1)	1,507 (75.7)	357 (61.4)	2,432 (72.1)
入浴サービス	297 (37.2)	1,201 (51.3)	230 (39.6)	1,548 (45.9)

資料：全国社会福祉協議会調べ

ボランティア活動の現状

概要

【活動者数】

〔平成5年3月末現在 全国社会福祉協議会調べ
市町村社会福祉協議会センターで把握している人数・グループ〕

- (1) 人数 469万人 (昭和55年度 160万人の2.9倍)
- (2) グループ 56,000グループ (昭和55年度 16,000グループの3.5倍)

【活動者のプロフィール】

〔平成2年9月1日現在 全国社会福祉協議会
「全国ボランティア活動事情」より〕

- (1) 性別
 - 女性 75%
 - 男性 25%
- (2) 年齢別
 - ・20歳未満 12.7%
 - ・20～40歳未満 15.7%
 - ・40～65歳未満 42.2%
 - ・65歳以上 29.3%
- (3) 職業別

主婦	45.7%
定年退職者	12.7%
自営業	11.2%
会社員	6.1%
パート	4.3%
学生・生徒	3.8%
団体職員	3.1%

【活動の内容】

〔平成2年9月1日現在 全国社会福祉協議会
「全国ボランティア活動事情」より〕

(1) 活動内容

①相談・交流	14.1
②在宅福祉サービス ・身の回り介助 ・食事サービス ・外出介助サービス	24.8
③医療・保健・衛生	2.7
④スポーツ・教育・文化 ・スポーツ・レク指導・介助 ・教育・啓発・学習・指導・労力・上演 ・文化・伝承活動	16.6
⑤手話・朗読・点訳サービス	3.0
⑥製作・創作・貸出	3.6
⑦収集活動	6.5
⑧募金活動(寄付)	9.9
⑨献身活動	3.0
⑩国際交流	0.8
⑪地域活動・環境美化・自然保護・点検	13.4
⑫NA	1.7

(2) 活動対象

老人	40.5%
障害者・児	23.1%
児童	8.7%

(3) 活動回数

週1回以上	25.0%
月1回以上	35.5%
年2回以上	28.1%
年1回以上	6.5%